

第2章 人権保障制度の提言

第1 国内人権機関の設置

1 国内における動きと勧告

政府は、2002（平成14）年、「人権委員会」設置のための「人権擁護法案」（以下「法案」という）を国会に上程した。しかし、同法案は、「人権委員会」が法務省の所轄とされ、政府からの独立性という重要な点で、「国家機関（国内人権機関）の地位に関する原則」（1993〔平成5〕年国連総会決議、通称「パリ原則」、以下「パリ原則」という）に適合しておらず、報道の自由、市民の知る権利を侵害する恐れが指摘されるとともに、公権力による人権侵害の多くが救済の対象とはされないなど種々の問題点があったことから、日弁連を初めとする多くの市民団体やメディア等から強い反対を受け、2003（平成15）年に衆議院の解散により廃案となった。

その後、政府は、2012（平成24）年9月、新たに「人権委員会設置法案」を閣議決定し、国会に提出されたが、衆議院解散により廃案となった。同法案もまた、パリ原則の遵守の観点からは、問題点が残るものであった。

この間も、国連人権理事会の普遍的定期的審査及び各国際人権条約の総括所見において、日本に対し、繰り返しパリ原則に合致した国内人権機関の設置が勧告されている。

2 日弁連・弁護士会の取組みと課題

日弁連は、政府から独立した国内人権機関の設置を求める国内外の声に応え、2008（平成20）年、日弁連が求める国内人権機関の組織と活動の原則を制度要綱に取りまとめ、法務大臣に提出した。さらに、国内人権機関設置の具体的実現を目指して、2009（平成21）年には、国内人権機関実現委員会を設置し、マスコミ、各種NGOとの意見交換会の開催、院内集会の開催、パンフレットの作成による市民への広報活動等を積極的に行っている。2014（平成26）年2月20日には、「国内人権機関の創設を求める意見書」をとりまとめ、法務大臣及び外務大臣に提出した。

また、各地の弁護士会においても、独立した国内人権機関の設置の早期実現を求める決議が採択されている。

今後も、日弁連・弁護士会は、パリ原則に合致した国内人権機関の設置の早期実現に向けて、弁護士及び市民の間での関心を高めるために、国内人権機関の必要性・重要性の広報等の積極的な運動を粘り強く続けていくべきである。